

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

令和2年10月

オリックス資源循環株式会社

目 次

第1章・事業者の名称及び住所	1
第2章・対象事業の目的及び概要	1
1 対象事業の名称	1
2 対象事業の目的	1
3 対象事業の実施区域	1
4 対象事業の規模	3
5 対象事業の実施期間	3
第3章・環境に影響を及ぼす地域	4
1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4
2 環境に影響を及ぼす地域	4

第1章 事業者の名称及び住所

(1) 名称

オリックス資源循環株式会社

(2) 代表者の氏名

代表取締役社長 花井 薫一

(3) 所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313

第2章 対象事業の目的及び概要

1 対象事業の名称

(1) 名称

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事

(2) 種類

廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2 対象事業の目的

埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を平成18年に竣工し、令和2年4月現在で当社を含む8事業者が運営している。このうち当社が運営するサーマルリサイクル施設は、彩の国資源循環工場の一つとして、埼玉県のPFI事業^{注)}により、廃棄物を資源とする製品開発や効率的に資源エネルギーの回収等を行える施設として平成18年に竣工し、運用しているところである。

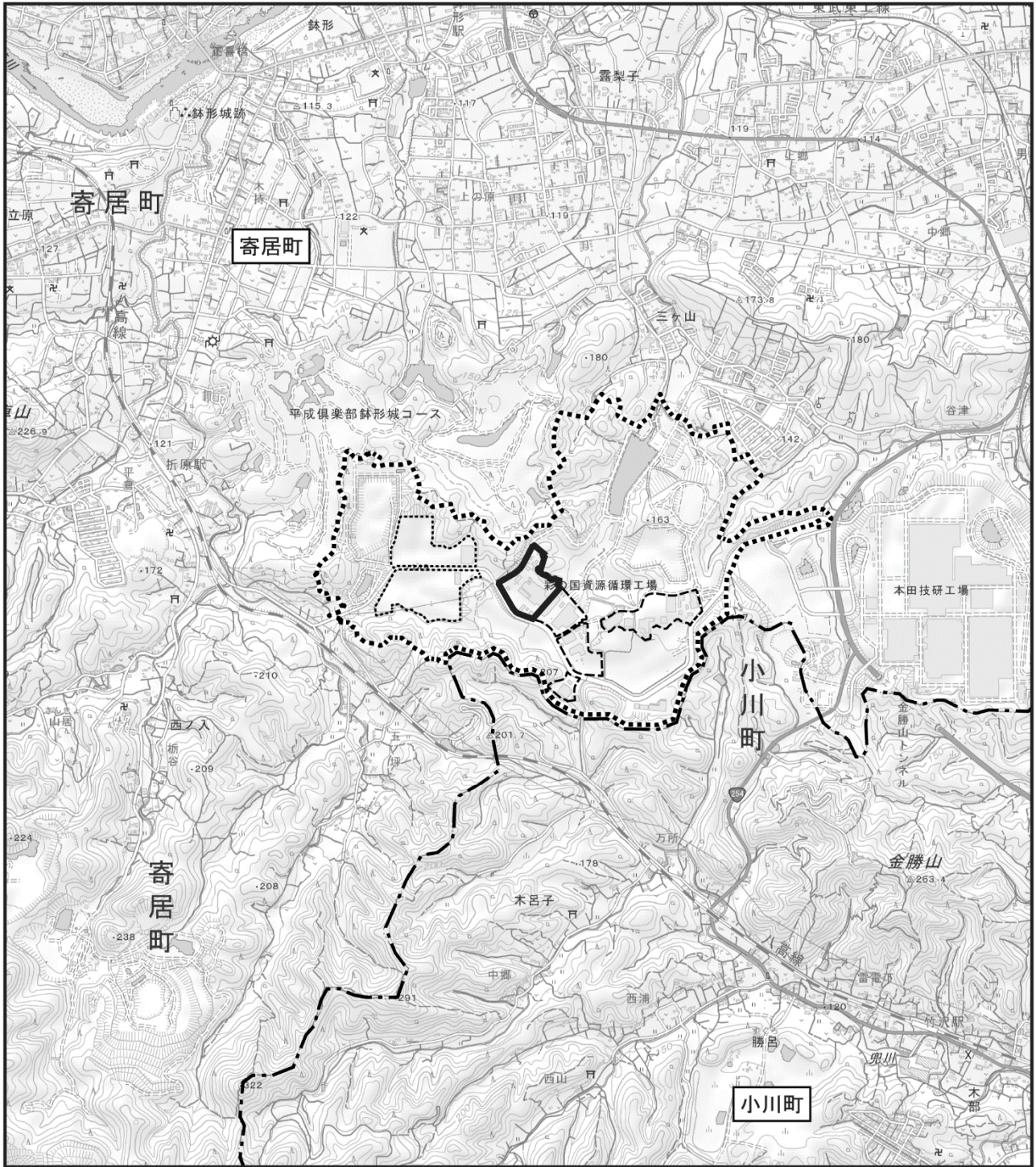
本事業は、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。

3 対象事業の実施区域

本事業における対象事業実施区域（以下「計画地」という。）の位置は、図2-1に示すとおりである。




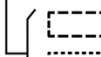

計画地は埼玉県大里郡寄居町南方にある埼玉県環境整備センターの彩の国資源循環工場内に位置しており、敷地面積（埼玉県環境整備センター内の緩衝緑地を含む）は約51,379m²である。

注) Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) の略称で、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

-  計画地
-  町界
-  埼玉県環境整備センター
-  彩の国資源循環工場
-  彩の国資源循環工場第2期事業



S = 1 / 25,000



図 2-1 計画地の位置

4 対象事業の規模

対象事業の規模は、表 2-1 に示すとおりである。

本事業は既存施設の更新を目的としていることから、廃棄物の処理量については既存施設と同等のため、既存施設と同様の規模とする計画である。

表 2-1 対象事業の規模

項目	計画施設
廃棄物の種類	廃棄物全般 (産業廃棄物、一般廃棄物、 特別管理廃棄物等)
処理工程	サーマルリサイクル
製品	発電、スラグ、メタル
敷地面積 (緩衝緑地を含む)	約 51,379m ²
排出ガス量 (m ³ /時)	287,000
規模 (t/日)	675 (Ⅰ期 450、Ⅱ期 225)
稼働時間	24 時間

5 対象事業の実施期間

対象事業の実施期間は、表 2-2 に示すとおりである。

令和 4 年度までに環境影響評価の手続きを実施した後、令和 5 年度に計画施設の建替工事に着手して、令和 8 年度頃からⅠ期の供用を開始する計画である。

令和 8 年度以降に既存施設の稼働を停止し、一部解体工事を行った後、令和 11 年度まで増設工事を行い、令和 12 年度頃からⅡ期の供用を開始する計画である。

表 2-2 対象事業の実施期間

項目 \ 年度	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
環境影響評価 (評価書までの手続き)	→										
計画施設 (Ⅰ期)				建替工事 →			供用開始	→			
既存施設	→			既存施設稼働			解体工事 →				
計画施設 (Ⅱ期)								増設工事 →		供用開始	→

注) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

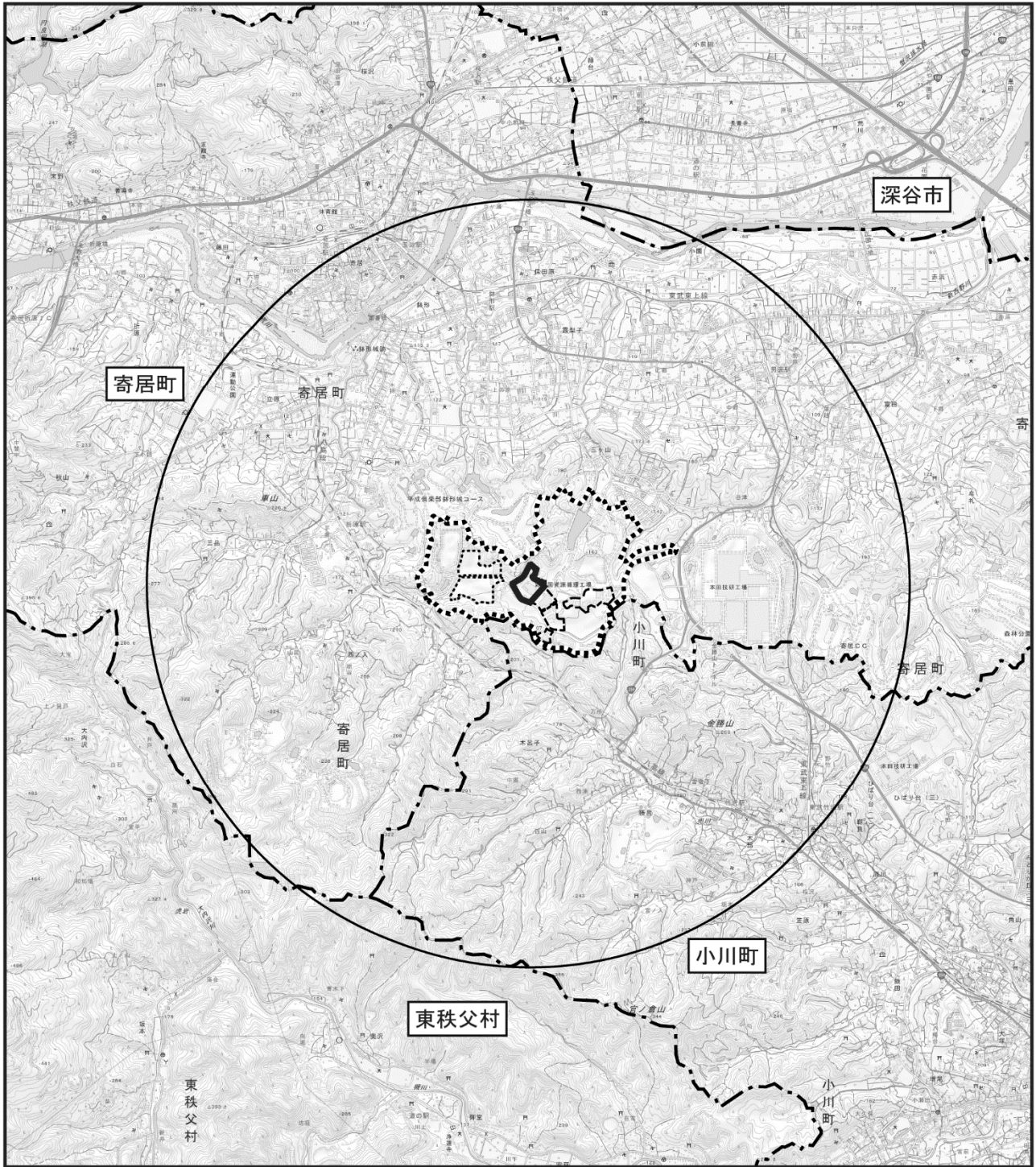
第3章 環境に影響を及ぼす地域

1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3 km以内の地域」を基準として設定するものとする。

2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図 3-2 に示すとおり、深谷市、寄居町、小川町及び東秩父村の4市町村の一部が含まれる。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

